

議案第 1 1 号

交野市手数料徴収条例及び交野市消防  
関係手数料条例の一部を改正する条例

交野市手数料徴収条例及び交野市消防関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

条例案……別記

平成 3 0 年 2 月 2 6 日提出

交野市長 黒 田 実

提案理由 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、所要の改正を行いたいため。

交野市手数料徴収条例及び交野市消防関係手数料条例の一部を改正する条例案

交野市手数料徴収条例及び交野市消防関係手数料条例の一部を改正する条例

(交野市手数料徴収条例の一部改正)

第1条 交野市手数料徴収条例（平成12年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第30号中「37,700円」を「33,900円」に改め、同条第31号中「17,000円」を「15,000円」に改める。

(交野市消防関係手数料条例の一部改正)

第2条 交野市消防関係手数料条例（平成24年条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表第1の3の項中「530,000円」を「570,000円」に改める。

別表第5の11の項中「19,000円」を「17,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(適用)

2 第1条の規定による改正後の交野市手数料徴収条例の規定は、施行日以後の申請について適用し、施行日前の申請については、なお従前の例による。

3 第2条の規定による改正後の交野市消防関係手数料条例の規定は、施行日以後の申請について適用し、施行日前の申請については、なお従前の例による。